

令和7年度鳥羽商船高等専門学校入学者選抜における追試験について

令和7年度鳥羽商船高等専門学校入学者選抜のうち高度情報エンジニア育成特別選抜、推薦選抜、学力検査選抜及び帰国生徒特別選抜について、別紙に掲げる理由により本試験を受験できなかった者を対象に追試験を実施します。

(体験学習選抜につきましては、追試験の実施はありません。)

1. 追試験日程等

試験区分	検査日	場所	合格発表
高度情報エンジニア育成特別選抜 追試験	令和6年11月9日(土)	鳥羽商船高専	令和6年11月15日(金)
推薦選抜 追試験	令和7年1月26日(日)	鳥羽商船高専	令和7年1月31日(金)
学力検査選抜 追試験	令和7年2月23日(日)	鳥羽商船高専、 最寄り地受験地(※)	令和7年2月28日(金)
帰国生徒特別選抜 追試験	令和7年2月23日(日)	鳥羽商船高専	令和7年2月28日(金)

※追試験の会場について、最寄り地等受験会場によっては、追試験を受験することができない場合があります、この場合は鳥羽商船高専が会場となります。

2. 追試験受験の申請手続き

- 各本試験の試験開始時刻までに、必ず学生課教務係へ「欠席」及び「追試験の受験を希望する」旨を申し出てください。

※本試験を受験できないと分かった時点で学生課教務係へご連絡をお願いします。

- 本試験当日に発熱、咳等の症状があり、感染症に罹患している疑いがある場合は、試験会場には来ずに、学生課教務係へ連絡してください。
- 本試験を受験できない事由は、中学校等の長又は医療機関による証明等により、校長が確認するものとします。

【本件に関する問い合わせ先】

〒517-8501 三重県鳥羽市池上町1番1号

鳥羽商船高等専門学校 学生課教務係 電話番号：0599-25-8404

追試験の対象となる場合

追試験の対象者となるのは、**以下の場合**です。

ア. 学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号。）第十八条に定める感染症に罹患、又は罹患している疑いがあり、本試験を受験できない者

具体的な感染症は、以下のとおりとなります。

【感染症の種類】学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）からの抜粋

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）

二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

イ. その他、受験者自身の責めに帰することができない理由で本試験を受験できず、追試験の受験を申請した者で、校長がその申請を認めた者

具体的な例

自然災害

試験会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合

月経随伴症状等の体調不良等

※前項の事由により本試験を受験できない期間については、学校保健安全法施行規則第十九条に定める「出席停止の期間の基準」を原則とする。